

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/main

執行機関名 天理市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療助成対象者に対する医療費の一部負担金等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第5の項福祉医療助成対象者に対する医療費の一部負担金等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第百三十四号）第1条	天理市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年7月26日告示第205号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)のうち、市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第二条 この要綱において、「福祉医療費助成条例等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年3月天理市条例第6号) (2) 天理市子ども医療費助成条例(昭和48年10月天理市条例第33号) (3) 天理市心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)
⑦独自利用事務の関連規範		天理市福祉医療費資金貸付要綱(平成17年7月26日告示第205号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	天理市福祉医療費資金貸付要綱第4条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費資金貸付資格の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	天理市福祉医療費資金貸付要綱第1条・第3条・第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る福祉医療助成対象者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考	当該貸付事業は、助成金が支給されるまでの一時的な貸付であり、最終的には全額助成される給付事業です (天理市福祉医療費資金貸付要綱第11条の規定により、助成金を貸付金に充当)
----	---